

締約国に関する情報 UG	ウガンダ 一般情報	附属書 B1 UG
国内官庁の名称	Uganda Registration Services Bureau (URSB) (ウガンダ登録局 (URSB))	
所在地	Plot 5 George Street, Georgian House, Kampala, Uganda	
郵便のあて名	P. O. Box 6848, Kampala, Uganda	
電話番号	(256-41) 733 80 00, 733 81 00	
電子メール	ursb@ursb. go. ug	
インターネット	http://www. ursb. go. ug	
ファクシミリ装置	なし	
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？ (PCT規則92.4)	電子メールによる提出を受理する	
送付することができる書類の種類	すべての書類	
書類の原本提出義務	送付された書類が国際出願又は国際出願の補正若しくは訂正を含む差替用紙の場合には、送付の日から1か月以内に提出 他の書類の場合には、請求がない限り提出義務はない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する	
出願人がWIPO DAS ¹ から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？ (PCT規則17.1(b)2)	用意なし	
ウガンダの国民及び居住者のための管轄受理官庁 国内法令 ² は外国官庁への国際出願を制限するか？	ARIPO事務局, WIPO国際事務局 又はウガンダ登録局 (URSB) 次の制限が適用される： ウガンダ居住者が国内出願から6週間以内にウガンダ国外に出願する場合には、書面による許可を請求しなければならない。 更に、ウガンダの安全保障又は公衆の安全を害する情報を含むものとみなされる出願は、国際出願として手続きすることができない。	
ウガンダが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	国内保護：ウガンダ登録局 (URSB) ARIPO保護：ARIPO事務局	

[次頁に続く]

1 WIPO DASについての詳細情報は次から入手可能である：<https://www.wipo.int/en/web/das>

2 2014年工業所有権法 (産業財産権法) 第14条及び第15条。

UG	ウガンダ (続き)	UG
PCTに基づき取得可能な保護の種類	国内：特許，実用新案証 ARIPO：特許，実用新案（実用新案は，ARIPO特許に代えて又はARIPO特許に追加して求めることができる）	
国内官庁が認める手数料の支払方法	国内官庁に問合せされたい	
国際型調査に関するウガンダの規定（PCT第15条）	2014年産業財産権法第30条	
国際公開に基づく仮保護	国内特許を目的とする指定の場合： 特許付与の前で，英語で国際公開が行われた日以後に行われた行為に関して救済を求めることができる。国際公開が英語以外の言語で行われた場合は，出願人が国際公開の英語の翻訳文を提出したことを条件に，侵害者が翻訳文を受領した後に行った行為についてのみ救済を求めることができる。 ARIPO特許を目的とする指定の場合： なし	
ウガンダが指定（又は選択）されている場合の有益な情報		
国内保護について		
ウガンダが指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載しなければならない。PCT第22条又は第39条(1)に規定する期間内に要件を満たしていない場合，管轄官庁は命令で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	あり（附属書L参照）	
ARIPO特許については，附属書B 2のアフリカ広域知的財産機関（AP）を参照		